

暮らし

防災行政無線のデジタル化に伴い、戸別受信機を貸与します

■町内会などに対する戸別受信機の無償貸与について

児童保育施設や介護施設、町内会などに対して戸別受信機を無償貸与します。対象施設には個別にお知らせの文書を郵送しています

■申請書を2月12日(金)までに郵送(消印有効)で 危機管理室

■避難行動要支援者に戸別受信機を無償貸与します

戸別受信機の無償貸与を申請された避難行動要支援者の方に、戸別受信機本体を郵送します。市の業務受託業者である(株)NTTデータ北海道から順次郵送しますので、自宅などに設置してください。また、同封の受領書を3月末までに返送してください

■戸別受信機の有償貸与に伴う負担金の納付について

戸別受信機の有償貸与を申請された方に納付書を郵送します。2月末までに納付していただくようお願いいたします。戸別受信機本体は、納付を確認後、順次発送します

●危機管理室 ☎(32)6280

ダイヤル交換市

対譲り受ける場合は、仲介成立時に取りに行ける方

登録品	
対象	対象外
一般生活用品(例)家具、自転車、スポーツ用品、おべち用品など	権を伴う不正目的の著作物品(例)金券、動物、商品券、飲食物、自動車、バイク(50cc以下)、携帯電話など

※金曜日の北海道新聞朝刊と苫小牧民報にも掲載予定。登録期間は2カ月間

■仲介担当者から希望者に電話仲介(希望者複数の場合は月曜日抽選)

■登録平日10時~12時(それ以外は留守番電話)ダイヤル交換市 ☎(34)5060

■市民生活課 ☎(32)6306

Jアラートの情報伝達訓練

地震、津波、武力攻撃などの緊急情報を国からお伝えするシステムです。訓練当日は市内西部に設置している屋外スピーカーや戸別受信機、防災ラジオから訓練放送が流れます

■訓練実施日時2月17日(水) 11時ころ

■危機管理室 ☎(32)6280

下水道事業受益者負担金について

令和3年度に賦課対象者となる方は、下水道事業受益者負担金制度に基づき、下水道整備費用の一部を負担していただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします

■受益者負担金制度とは

都市計画法の規定に基づき、下水道が整備されることで、資産価値の増加や生活環境の向上など新たな利益が生じることから、土地所有者の方などに整備に要する費用の一部を負担していただくものです

■令和3年度の対象区域と単価

●字錦岡地区、宮前町、東開町、字勇払地区のいずれも一部の地域(第3負担区) 11㎡当たり37円 ●拓勇東町、北栄町、字植苗地区のいずれも一部の地域(第4負担区) 11㎡当たり42円

■納入方法・納期 対象者へ2月上旬に受益者申告書を送付します。その申告内容などに基づき、5月中旬から5年間(20回)で納入していただきます ※一括納付されると割引制度の適用があります

●上下水道部総務課 ☎(32)6628

■教育資金セミナーを開催します

お子さんが大学に進学する際の費用や教育ローン、市で実施する教育資金のサポートなどについて、説明会を開催します。市と苫小牧信用金庫の共催で、皆さんの疑問にお答えします

■2月13日(出) 13時から

■市役所2階入札室

■対高校3年生、大学1年生の子を持つ保護者

■詳細電話で 政策推進課 ☎(32)6039

広告